

国土交通省総合政策局建設業課長殿

照会者名

住所

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容(照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名)が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

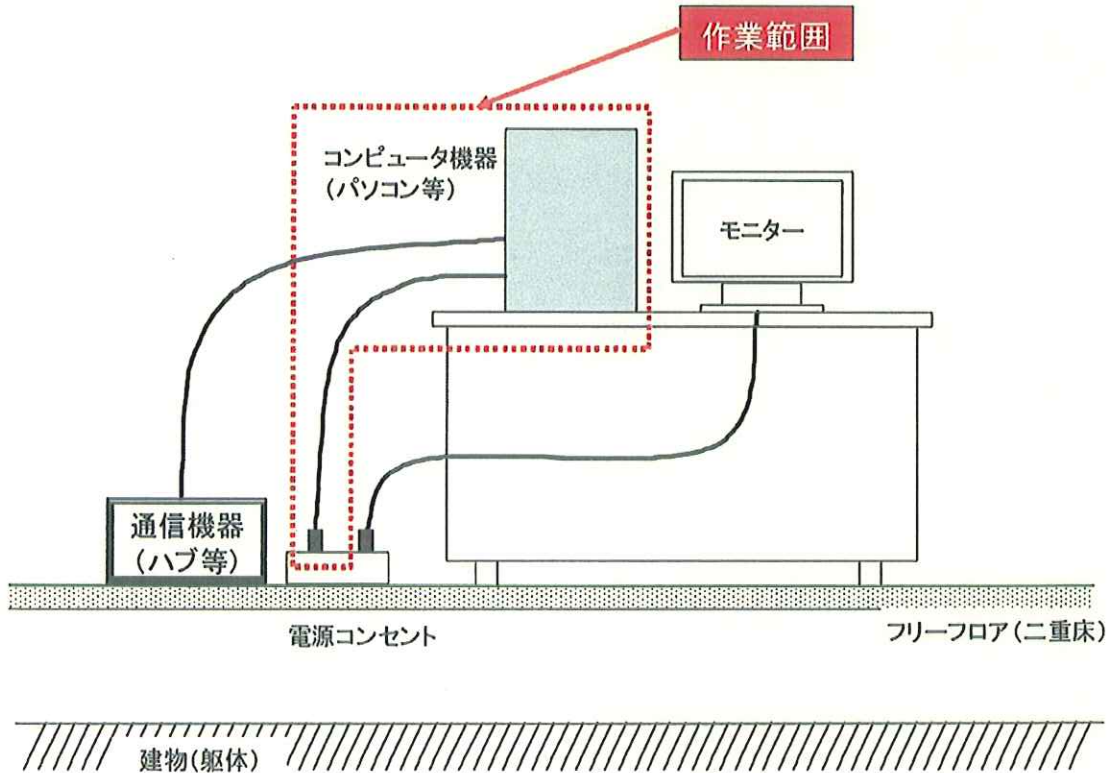
建設業法第3条第1項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

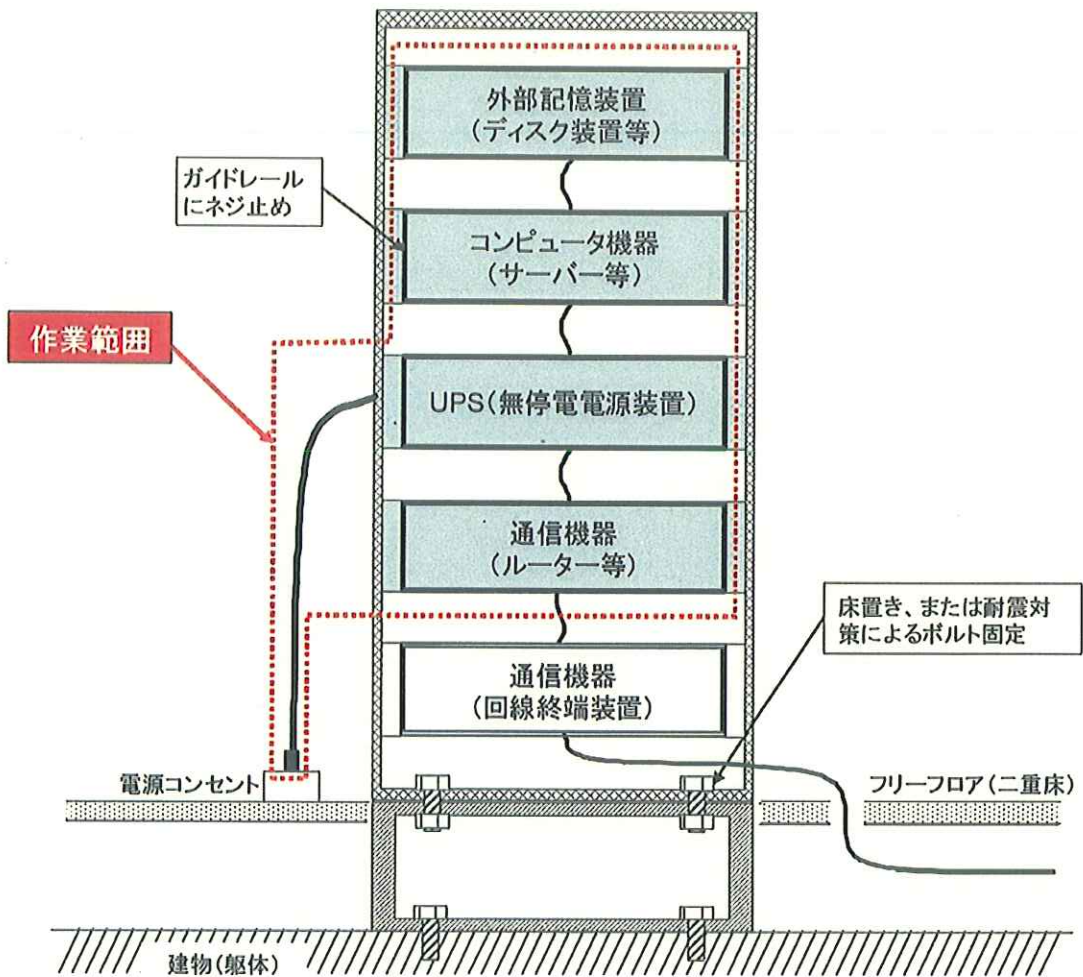
(1)A社は、コンピュータ機器、通信機器、ソフトウェア等から構成されるコンピュータシステムを企画・設計・販売している会社である。今般、企業に対してネットワークサービスを提供しているB社から、B社のサーバー、パソコン、ルーター、UPS（無停電電源装置）等の新規設置、又は取り替えの注文を受けた。

(2)この注文は、A社がB社に、サーバー、パソコン、ルーター、UPS（以下サーバー等という）を販売し、新規に設置、又はB社の既設のサーバー等を撤去して、新品に取り替えて設置する注文を受けたもので、次のような形態からなる。

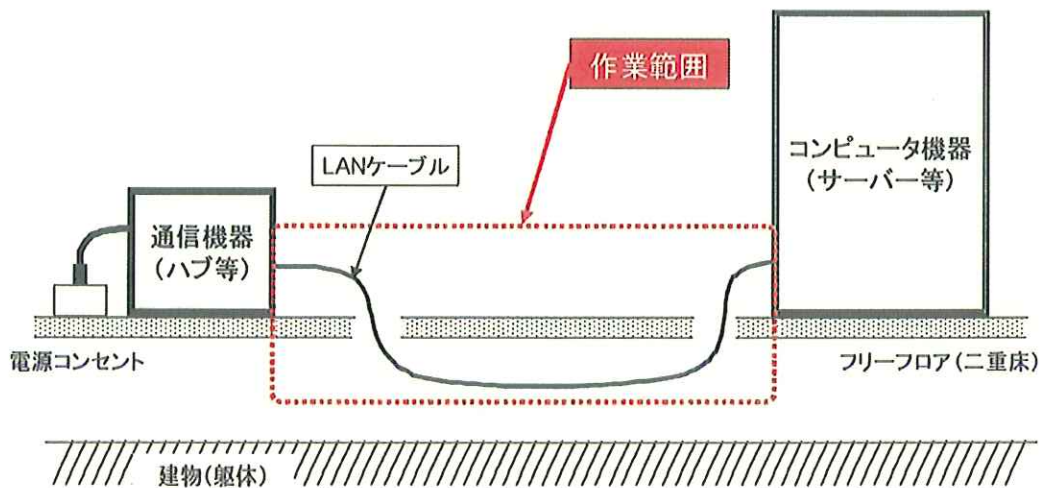
①机上にパソコン等を新規設置、又は既設のパソコン等を撤去して新品に取り替える。



- ②コンピュータ機器保管用ラック（スチール製のラックで、ボルト等で床に留められている場合もある）の棚にサーバー等を新規設置、又は既設のサーバー等を新品に取り替える。



- ③上記②の作業のうち LAN ケーブルを床下（フリーフロア）の配線用空間の開口部から他の開口部にフリーに這わせて数 m 先のサーバー等に接続する。



(3)この取り替え (2)①～③) はいずれも次のような作業からなる。

(3-1)新規設置

- ① 新品のサーバー等を、机またはラックの棚またはラックのガイドレール上に置く。ラックに置くサーバー等については地震等に備えてラックにネジ止める。
- ② 電源コンセントと LAN ケーブルをそれぞれ既設のテーブルタップと LAN コンセントに接続する。この場合 LAN ケーブルを床下に設置されたケーブル用空間を這わせて他の開口部から取り出して他の機器に接続する場合もある。ただしフリーフロアや建物の壁等には一切工作を加えない。

(3-2)既設の取り替え

- ① 古いサーバー等の電源コードをテーブルタップコンセントから抜き、LAN ケーブルを LAN コンセントから抜く。
- ② 地震や盗難等に備えてラックにネジ止めされている古いサーバー等をラックから撤去する。
- ③ 新品のサーバー等を、机またはラックの棚またはラックのガイドレール上に置く。ラックに置くサーバー等については地震等に備えてラックにネジ止める。
- ④ 電源コンセントと LAN ケーブルをそれぞれテーブルタップと LAN コンセントに元の通り接続する。この場合 LAN ケーブルを床下に設置されたケーブル用空間を這わせて他の開口部から取り出して他の機器に接続する場合もある。ただしフリーフロアや建物の壁等には一切工作を加えない。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(1)見解

A 社は、上記作業を請け負うにあたり建設業の許可を受ける必要はない。

(2)根拠

① 建設業の許可は、建設工事 (=建設業法第 2 条の「土木建築に関する工事」) の完成を請け負う営業を行なう場合に必要とされている。

ところが本件作業は、

- (ア) サーバー等はいずれも机の片隅に置ける小型軽量のもので、広く販売されている標準品である。
- (イ) サーバー等の固定は、地震等に備えるためにネジでラックに仮留めるだけで、故障や 2～3 年ごとの取り替えに備えていつでも取り外せるものである。
- (ウ) 配線はサーバー等に付属している電源コードを既設の電源コンセントに差し込むだけである。LAN ケーブルも市販の LAN ケーブルをサーバー等と他のコンピュータ機器の LAN コンセントに差し込むだけである。ちなみに LAN ケーブルには微弱電流しか流れない。また LAN ケーブルは床下の既設のケーブル用空間を通すことがあるが床や壁に工作を施すことはない。

② 前記の作業の実態からすると本件注文に関わる作業は、単に動産を室内に搬入して机又はラックに、いつでも取り外せる状態で据え置き、又は固定し、ケーブルをコンセントに差し込むだけであるから「土木建築に関する工事」に該当するとは考えられず建設工事ではないと思量する。

4. 公表の延期の希望

希望しない。

5. 連絡先

以上